

評価推進機構ニュース

創刊号

評価推進機構ニュース発刊に寄せて

東京都福祉サービス評価推進機構 認証・公表委員会委員長

成蹊大学法科大学院教授 安念 潤司

東京都における福祉サービスの第三者評価は、皆様のおかげをもちまして、本格実施2年目にいたることができました。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都福祉サービス評価推進機構では、「利用者の選択」「事業の透明性」「事業者の質の向上」を目的として第三者評価の普及・定着に努めております。その中で、常に議論の対象となるのは、「いかに利用者本位の福祉のための第三者評価としていくのか」ということです。そのため、今回、今まで以上により身近な「福祉サービスの第三者評価」を感じとっていただき、さまざまなご意見を賜ろうという趣旨のもとに新たに「評価推進機構ニュース」を発行する運びになりました。

評価の実際について、より多くの方々にご理解をいただけますように努めてまいりたいと存じますが、まずは「福祉の第三者評価って何？」とでも御一考いただければ、嬉しい限りです。

今後とも、皆さんとともに、利用者本位の福祉の実現を目指して歩んでいきたいと考えております。本ニュースがその一助となれば幸いです。

平成16年11月1日

9月・10月のスケジュール

9月8日(水)

第2回障害ワーキング

9月9日(木)

第2回児童ワーキング

9月29日(水)

第2回婦人保護ワーキング

9月30日(木)

第3回児童ワーキング

10月1日(金)

第3回障害ワーキング

10月4日(月)

第2回認証・公表委員会

10月6日(水)

第2回救護ワーキング

10月12日(火)

第4回高齢ワーキング

10月21日(木)

第3回経営ワーキング

10月28日(木)

第3回評価手法ワーキング

10月28日(木)

第2回評価・研究委員会

今月の特集

実習奮闘記

評価の現場から

今回は、評価推進機構ニュース創刊号ということで、評価実習の様子をお伝えします。

当機構では第三者評価の普及定着のために、評価者養成講習を実施しています。

評価者養成講習は、前半3日間の座学により評価の体系や手法、実施の手順などを学習し、後半3日間のケーススタディを通じて、評価に必要な一定の知識・技術を習得します。その後、評価実習を行うことにより、机上では学ぶことができない現場の緊張感を体験する内容になっています。

評価実習の方法は、訪問する事業所の状況を踏まえ、評価の企画案のプレゼンテーションを行います。45分の持ち時間の中で評価機関としての特徴、評価者の構成、評価の流れ、評価金額の見積もりなどを分かりやすく資料にまとめ、事業所の皆様の立場に立って説明を行います。

6日間の養成講習で習得した「評価に関する知識」がどのくらい身に付いているか、評価機関としての「評価の視点」をどんな点においているかなどを確認し、現場の雰囲気や、説明での緊張感や達成感、時には事業所の皆様からの厳しい質問やご指摘などを体感することによって、その経験を実際の評価に活かすことがねらいです。

平成16年9月2日(木)午後1時30分から、練馬区立関町特別養護老人ホームのご協力をいただき、2つの評価機関のたまごが実習に臨みました。

実習に臨んだのは「株式会社社会教育総合研究所」「株式会社伝統医薬研究所」の2新規申請評価機関です。

トップバッターは「株式会社伝統医薬研究所」です。

伝統医薬研究所の方々はプロジェクターを使用して、視覚効果を高めたプレゼンテーションでした



まず、自己紹介では、評価機関として承認申請するために法人格を取得したこと、構成メンバーの実務経験等詳細に説明されました。次に、東京都福祉サービス第三者評価の意義や大まかな流れ、評価手法の説明に入り、特に、評価機関の守秘

義務と倫理規程について熱心に説明をされました。第三者評価では事業所を利用する方々のみならず職員の方々の個人情報扱うこととなりますので、業務上知り得た事柄については十分に注意が必要であり、その取り扱いについての、まじめな取り組みの姿勢が窺われました。

続いて、評価のスケジュールの実際について説明されました。機構が示している、標準調査票を手元にとって見ながら、それぞれの調査票の必要性を説明。

最後に、「フィードバックは、機構に提出するもののほか、利用者調査や事業評価の分析結果をレポートにまとめ返していきたい。そこのところを、当機関の売りとしたい」との意思表示がありました。

2番バッターは、「株式会社 社会教育総合研究所」です

評価実習進行予定表に添って説明が始まりました。

評価機関として、平成11年度より社会福祉に特化した専門教育や訪問介護員養成講習を実施してきた経験と実績を基に、客観的に現状を評価すること、サービスの内容・質の面での向上、また、それを実現させるための組織づくりを見ていく等を基本方針としていきたいとの説明がありました。



ご協力をいただいた練馬区立関町特別養護老人ホーム施設長をはじめ職員の方々

社会教育総合研究所の方々には介護教育現場の経験をいかした、要点を的確にまとめた資料を使ったプレゼンテーションとなりました



評価の1件の流れでは、評価の実施にあたり、事業所が何をいつまでにやらなければならないのかを具体的に説明されました。

また、「評価を実施するメリット」を箇条書きであげ、客観的な視点でサービスの見直しができる自分たちでは気がつかなかったニーズを把握することができる等、事業所としても是非とも聞きたい点を説明されました。

第三者評価の目的は、利用者の選択に資すると同時に、事業所も自らのサービスの質や事業運営上・経営上の課題を客観的に把握し、事業の改善や利用者指向のサービスの質の向上に取り組むことであるので、そのために事業者には「気づきを与える」評価をしていくことが重要であり、事業所の方々も納得された様子でした。

実習はこの後、利用者の方と同じ食事を食べ、施設見学を行い終了いたしました。

実習を受け入れていただきました、練馬区立関町特別養護老人ホーム施設長をはじめ職員皆さん、貴重な時間をとっていただきありがとうございました。

この実習の貴重な体験を、実際の評価活動に効果的に活かしていただけるよう願っております。

(に)



みんなのQ & A

ここでは日頃、評価支援室に寄せられている代表的な質問に答えていきます。

今月のテーマ：評価者になるには？

評太郎君 「先生、評価者になるにはどうすればいいんですか？」

先生 「評価者になるには、評価機関から推薦をもらって、評価者養成講習というのを受講する

ことによりなることができるんだよ。6日間の研修（座学・グループワーク式）を受けるんだ。そのあと実習（今月の特集を参照）を終えて晴れて、評価者になれるんだ。」

評太郎君 「ふーん、それで評価ができるようになるんだ。」

先生 「いやいや、その後に評価者名簿に記載されないと評価はできないんだ。」

評太郎君 「いったん評価者になったら、ずっーと評価者でいられるの？」

先生 「評価者になったら、毎年行われるフォローアップ研修（共通コース・専門コース）を受講しないと、ダメなんだよ。ここでは継続的なスキルアップを目指し、評価手法の改訂とか、専門的知識の付与があるので、受けないと評価者を続けられないんだ。それ以外にも当然、評価機関の中で勉強会をやったりしているんだ。」

評太郎君 「そうやって研鑽された評価者によって、納得性のある評価結果が生まれるんですね。」

先生 「そういうことだね。何ごとも日々努力だよ。あっ、そうだ！評太郎君、宿題はどうした。」

評太郎君 「……………」

ちょっと

現場のいい話

ここでは、福祉の現場で起こった心あたたまる、おはなしを紹介します。

（杉並区 Iさんの話）

杉並区のある保育所の園長さんは、子ども好きの根っからの保育士さんです。その保育所は、認証保育所B型のため、悲しいかな・・・2歳で卒園となってしまいます・・・（涙、涙・・・）。そのため、その園長さんは、卒園以降も自宅に親子で招いて、様々な相談にのったり、地域のイベントと一緒に参加したりしているそうです。園長さん曰く、「卒園は単なる通過点。人と人との絆は永遠に切れないものなのです。」とのことでした。

認証保育所B型は、そもそもが小規模で家庭的な保育を目指しているものです。しかし、この園長さんみたいに、本当の意味で地域と園とが一体化した保育が実施されている所も多いんですね。



編集後記

・ようやく創刊号を発行できたことをうれしく思っている。今後、評価現場の臨場感のある内容をお伝えしていきたい。（203）

・福祉サービス第三者評価も本格実施2年目を向かえ、たくさんの事業所の皆さまに実施されています。このニュースでは評価を実施いただく際に参考にさせていただけるトピックや、事業所の皆さまの直接の声なども積極的に掲載していきたいと思っています。ご意見やご要望どしどしお寄せいただければ幸いです。（し）

・今年も、もう11月ですね・・・（い）



編集・発行 東京都福祉サービス評価推進機構

（財団法人 東京都高齢者研究・福祉振興財団 事業部評価支援室）

所在地 東京都新宿区神楽河岸1-1

電話 03-5206-8750